

令和 8 年度

使用済小型充電式電池等壳扱（単価契約）

仕様書

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課

1 売扱品目

大阪市内の各家庭から排出され、本市が環境事業センターに設置している回収ボックスにより受付回収又は、電話等の申込により訪問回収した次の品目（以下、「使用済小型充電式電池等」とする。）

（1）小型充電式電池（膨張変形したものを含む）

- ・「ニカド電池」

密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（JIS C8705）及び相当品

- ・「ニッケル水素電池」

密閉型ニッケル・水素蓄電池（JIS C8708）及び相当品

- ・「リチウムイオン電池」

リチウム二次電池（JIS C8711）及び相当品

（2）モバイルバッテリー（膨張変形したものを含む）

ポータブル蓄電装置（JIS C8712）及び相当品

2 引渡期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 排出場所

大阪市内

4 売扱量

次の引渡量（「1 売扱品目（1）、（2）」の合計）を売扱量とする。

8,071kg（月量 約673kg）

なお、引渡量は予定量であり、回収量などにより増減する場合がある。

※引渡量が増減しても、単価の見直し等は行わない。

※買受人は、引渡量の増減を理由に異議を申し立てることはできない。

5 契約方法

単価契約

6 引渡方法

売扱品は買受人が指定する「8 引渡場所」に記載の引渡場所まで、本市職員が各環境事業センター（10か所）から月数回程度搬送し、トラックスケール計量後、荷降ろしを行う。

引渡時の使用済小型充電式電池等について、膨張変形しているものは、膨張変形していないものと仕分けした状態で引き渡すが、売扱い品目ごとの仕分け

は行っていない状態で引き渡す。

買受人は、搬送した環境事業センター・引渡日・引渡量が記載された計量伝票を発行し、搬送してきた本市職員に渡すこと。

また、引渡重量が数キロ程度でトラックスケールでの計量に適さない場合は、買受人の有する台秤等で計量を行い、計量結果を記載した伝票（受入票）を発行することで、トラックスケール計量伝票に代えることができる。

7 引渡要件

買受人は次の要件を満たすこと。

- (1) 使用済小型充電式電池等について、関係法令を遵守して適正にリサイクル処理を行うとともに、発生する廃棄物を適正に処理ができること。
(適正に処理したことを証する書類を本市の求めに応じて提出できること)
なお、リサイクル処理を委託する場合は委託予定事業者について事前に本市と協議を行うこと。
- (2) 大阪市内に処理施設もしくは引渡場所を有すること。

8 引渡場所

引渡場所及び施設については、次の要件を満たすこと。

- (1) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 本市車両（小型四輪車（2t車）及び軽四輪車）での搬入が可能であること。
- (3) 引渡場所において、トラックスケール（計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合格しているもの）で本市搬入車両ごとに計量し、搬入日時、引渡量が記載された計量伝票の発行が可能であること。
- (4) 本市職員の荷降ろし作業等への協力等の対応が行えること。
- (5) 本市引渡量が受け入れ可能な能力を有すること。（本市以外の受け入れ量と合わせて受け入れ可能な能力を有すること）
- (6) 祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分の間、隨時引き渡しが可能であること。
- (7) 搬入車両輻輳時における搬入車両待機スペースの確保や、保管物の飛散防止等、環境配慮に努めること。

9 リサイクル処理及び残渣物等の処理

- (1) 引き渡した使用済小型充電式電池等のリサイクル処理にあたっては、関

係法令を遵守し、買受人の責任において適正にリサイクル処理を行い、その費用を負担すること。

- (2) 買受人は、使用済小型充電式電池等のリサイクル処理に伴い発生する残渣について、関係法令を遵守し、適正処理を行い、その費用を負担すること。

10 代金の支払い

買受人は、契約単価に、月ごとの搬入量を乗じた代金（1円未満の端数は切り捨てとする）の合計金額を本市の発行する納入通知書により、納入通知書に記載する納入期限までに納付すること。

11 報告

買受人は、本市より引き取った使用済小型充電式電池等の重量等について、「使用済小型充電式電池等搬入報告書」（様式1）及び「使用済小型充電式電池等のリサイクル処理等の状況報告書」（様式2）により、翌月の10日までに本市に提出すること。

12 その他

- (1) 本業務の遂行中、買受人と本市の間において事故が発生した場合は、双方誠意をもって解決にあたるとともに、買受人の責に帰する事由による場合は、買受人が賠償額を負担すること。
- (2) 本市は、本仕様書に定められた事項に関して検査を行うことがある。
- (3) 本仕様書に明記のない事項でも、本業務上必要と認められるものは、本市職員の指示により買受人において実施すること。
- (4) 買受人は、収集した対象品目を現状有姿において自ら使用し、又は、他人に売却若しくは譲渡してはならない。
- (5) 買受人は、回収後に対象品目の中から現金、金券類、有価証券、貴金属等を発見した場合には、速やかに所轄警察署に届け出るとともに、本市に「拾得物警察届出報告書」（様式3）により報告すること。なお、本業務作業中に発見し、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察署での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、当該拾得物の所有権は、本市に帰属する。
- (6) 買受人は、業務上知り得た情報等を漏らしてはならない。また、買受人が業務上知り得た情報等について、買受人はその漏えい、滅失、き損、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持について必要な措置を講じるものとする。

13 事業担当

大阪市環境局 事業部 家庭ごみ減量課

(所在地) 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

(連絡先) 06-6630-3259

令和 年 月 日

使用済小型充電式電池等搬入報告書(令和 年 月分)

大阪市環境局長 様

事業者名

(担当:〇〇)

使用済小型充電式電池等のリサイクル処理等の状況報告書

令和 年 月 分

大阪市環境局長 様

事業者名

(担当:○○)

内訳		量(Kg)	構成比(%)	リサイクル処理事業者	備考
リサイクル処理対象物	前月繰越量				
	当月売払量 (引渡量)				
	計				
当月分別・リサイクル処理状況	小型充電式電池				
	ニッケル水素電池				
	リチウムイオン電池				
	モバイルバッテリー	ポータブル蓄電装置			
	残渣				
	翌月繰越量				
	計				

※ 備考欄には、主なリサイクル処理物の名称 及び 主な有害廃棄物の名称とその処理状況を記載してください

令和 年 月 日

拾得物警察届出報告書

大阪市環境局長 様

所 在 地

事業者 商号又は名称

代表者職氏名

次のとおり、拾得物を警察署に届け出ましたので、報告します。

記

発見日時	令和 年 月 日 () 時 分
届出日時	令和 年 月 日 () 時 分
発見場所	大阪市 区
届出警察署	警察署(担当者:) (受付番号:)
拾得物	
発見・拾得状況	
備考	

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること